

之ヲ一見シタル上要求ヲ拒絕シ嘆願書ヲ突込シタル
カ其後ノ交渉ナシ

七 経過

(1) 労働者側

労働者側ハ要求事項ヲ拒絕セラレタル後寄々抗議
中ナリニカ五日ヨリ急業状態ニ移レリ

(2) 事業主側

事業主側ハ作業ヲ殆ト中止シ居ル有様ニテ別ニテ
対策ナシ

八 将来ノ予想

組合指導者タル加藤昇ノ如キハ殆ト辛謀ヲ常習トナ
シ外部ヨリ辛謀ヲ煽動シテ其間ニ介在シ悪化紛糾セ

シメ以テ組合ノ擴大並ニ自己ノ利得ヲセメントスル
モノナルニヨリ将来ハ相當延引要化スルモノト認メ
ラル、ヲ以テ所轄浚橋警察署ニ於テハ極力観察警戒
ヲ加ヘツ、アリ

右及中(八道) 報復也

此の如き事は、労働者側が要求事項を拒絶し、嘆願書を送り込
み、交渉が断絶した後に、急業状態に移り、外部から煽動を
受けて悪化紛糾を起す。事業主側は作業を殆ど中止し、別
な対策を講じていない。将来の予想として、組合指導者たる
加藤昇のような者が、辛謀を常習とし、外部から煽動を受け
て、悪化紛糾を起す。右及中(八道)は報復也。